

令和 6 年度熊本市社会福祉審議会 議事録

【開催日時】

令和 6 年(2024 年)7 月 29 日(月) 14 時～16 時

【場所】

熊本市役所 議会棟 2 階 予算決算委員会室

【出席委員(五十音順・敬称略)】

伊藤 良高	猪本 浩之	有働 秀一	大河内 彩子	岡村 久美
小篠 史郎	堅島 陽子	金澤 知徳	萱野 晃	古賀 倫嗣
小山 登代子	重岡 啓一	高本 一臣	田辺 正信	多門 文雄
塘林 敬規	原田 英之	福富 順子	細西 恭代	松村 和彦
水田 博志	宮田 喜代志	村山 寛	森田 康昭	八塚 夏樹
山野 克明	吉井 壮馬			

(以上 27 人)

【欠席委員(五十音順・敬称略)】

潮谷 佳男 田中 英一 田上 きみ子

(以上 3 人)

【配布資料】

- ・次第
- ・委員名簿、関係職員等名簿
- ・席次表
- ・熊本市社会福祉審議会組織図
- ・関係法令等
- ・議事資料(資料 1～9、別冊)

【議事】

- ・議事(1)各専門分科会報告
- ・議事(2)福祉関係主要事業報告
- ・議事(3)各種報告

【傍聴者】

なし

【審議経過】 議事進行:古賀委員長

○議事(1)各専門分科会報告(資料 1)

資料参照のみ

○議事(2)福祉関係主要事業報告(資料2及び3)

・令和5年度福祉関係主要事業実績

・令和6年度福祉関係主要事業計画

○議事(1)及び(2)についての質疑応答

多門委員	令和 5 年度福祉関係主要事業実績 1 ページの 1 番下、災害時要援護者支援経費約 1,900 万円について、切手代、印刷代、熊本市社会福祉協議会への委託料があると思うが、この経費の内訳が分かれば教えていただきたい。
的場健康福祉政策課長	経費の内訳は、御指摘のとおり災害時要援護者の個別支援プランを作るための市社協への委託料、それから発送するための切手代等々である。今後は、先ほど説明のとおり避難行動要支援者制度との一本化を行い、より良い制度となるよう取り組んでいくというところで考えている。
多門委員	この災害時要援護者支援制度については、8 年前の熊本地震があったから盛んにこのことが言われ、担当課の健康福祉政策課も頑張っていたところかと思うが、令和5年度は 2,500 人に対して登録勧奨を行ったところ 260 人、つまり 1 割しか新規登録がない。この低率をどう思っているか。費用に対して、できれば 50%ぐらいの新規登録者があってしかるべきだと思うが、なぜこういう結果になるのか。難しいからこんな結果しか出ないということでは納得できない。
的場健康福祉政策課長	防災部門とも連携しながら、個別避難支援プランの作成の必要性について広報等に取り組んでいるが、御指摘のとおり新規登録者の割合的には 1 割にとどまっている。もともと避難行動要支援制度というのが熊本地震の前の制度改正で始まっており、災害時要援護者避難支援制度は福祉部門の方で平成 19 年から始めているということで、現在 2 つの制度が存在している。先ほど触れたとおり、今後はそれらを一本化して分かりやすくすることで、災害時に支援を必要とする方の登録を推進していきたい。それから、今後そういった方々への個別避難計画とい

	うものを作っていく必要があるため、そういった動きと併せて、多門委員の御指摘にお応えできればと考えている。
多門委員	委員の皆様にお知ってもらいたいが、熊本市には指定福祉避難所というものがない。自治体によってはある。災害時に指定福祉避難所へ逃げ込めば、なんとか命がつけるといところだが、熊本市はいまだもって指定福祉避難所がない。つまり一次避難所、一般と同じ小学校の体育館などに逃げ込まないといけないが、現状、選挙のときに分かるように体育館に車椅子で上がれない体育館だってある。そのような状態で、一次避難所が小学校の体育館だ、中学校の体育館だといところ、皆さんはどう思われるか。もう少し積極的に障がい者のことを考えていただきたい。 それで、私たち障がい者、特に車椅子等を使っておりバリアフリーでないと生活できない人は、指定もされておらず、福祉避難所にもなっていないというときに逃げ込むところはどこか。熊本学園大学である。そこに逃げ込めばなんとかなるという、それが私たち仲間内での情報である。そこは社会福祉学科があって、生徒さんたちが先生たちリーダーのもとでよく動いてくださり、逃げ込んだその日から命が助かる。ちなみに 8 年前は 60 人ぐらいの車椅子利用者、障がい者を含めると避難者が 100 人を超えた。地震後 3 日間ほど、みんな次から次に来る地震でおびえていたが命をつなぐことができた。これが熊本市の実態ということ覚えておいてほしい。
宮田委員	家族会の代表としてではなく、相談支援事業所並びにコミュニティーソーシャルワークの実践に基づいて、今の多門委員につけ加えてぜひやってほしいことは、災害時要援護者についての調査票等を作られると思うが、基本的な情報を集めることは簡単だが、実際に災害のときにその方がどの方を最も頼りにするだろうということを想定するような、一人一人についてのエコマップ、または社会関係図というのをきっちと作っていないと、コミュニティーソーシャルワークは推進できない。具体的にはそういったエコマップなどの関係図をきちんと把握するということ。これは図でなくても文章でも構わない。 次に、やはり年 1 回ないしは半年に 1 回、当事者、日常的な支援者、そして全体を把握することができるケアマネジャーのような、スーパーバイズができるような専門家、この 3 者のカンファレンス会議又は連絡調整の機会を持たないと、そういう文書やデータを持っているだけでは実際の災害のときに動かない。そういったちょっとした工夫を、同じ援護情報を集めるに当たってはもう一歩踏み込んだところで、ケアマネ

	ジメントという言い方もあるし、コミュニティーソーシャルワークという言い方もあるし、社会援護の具体的な、実践的な体制づくりと言い換えてもいい。そういう検討をぜひ進めていただきたい。身体障がいの方には特に危険が及ぶわけであるから、そこからまずスタートして、それから順序があると思う。発達障がいの人、これはまた別の次元で配慮が必要。そういった順でもいいので、段階的に、具体的に進めていただければと思う。
堅島委員	当時、熊本学園大学の避難所があることは分かっていたが、知的障がいや発達障がいの方は行けなかった。ここには知的障がいの人はいないね、と言われたが、そもそもわざわざしたようなところには行けない。地震のあと、支援学校や社会福祉施設などに福祉避難所を作っていたが、まずそこにはもともといらっしゃる方がいるのでなかなか行けないというのもある。それぞれの障がいに合わせた避難所があったら本当に助かる。難しいと思うが、地域の方にもお願いして。うちの校区にも一つあるが、まずは市から開設するよう言われないと開けない、電話なり職員を派遣しないと避難所として開けられないということだったので、そういった対応をすぐしていただくと地域の老人の方も助かる。災害のときに学校まで歩くというのはとても大変。そのときは布団を持っていく必要があるとかいろいろ聞いているが、そんなことはなかなかできないので、まず近くで使える施設がもうちょっとあればよい。
松村委員	今までの多門委員、宮田委員、堅島委員の意見に全く同意。この件に関しては、特別支援学校を避難所的に扱うということで、熊本地震以後、福祉子ども避難所が熊本市の中で検討され、教育委員会とも一緒になって協定を締結された経緯がある。その受入対象者については、未就学児、その学校の在校生・その家族というのが基本ということになっている。しかし、今委員の方々の御指摘があったように、その学校に通学されている人たちしか行けないというのであれば、緊急時には非常に対応が難しいかと思う。規定の中にも、その在校生「等」というこの「等」という一文字が入っているので、どうか、その学校に在籍していない方でも、特別支援学校という環境の中で避難することがどうしても必要だと思われる方については受け入れていただきたい。これは知的、発達障がいの方だけを指しているわけではない。もちろん車椅子の方も医療的ケアが必要な方も、特別支援学校のようなバリアフリー化が他に比べて充実しているところ、あるいは、そこで対応に当たるような、例えば特別支援等、いわゆる障がい者と接することの多い

	学校の先生方等が身近にいるという環境を考えたときに、この福祉子ども避難所をどうきちんと、より充実した運営を進めていくのかということについては、熊本地震からもう随分たつので、次のステップとして考えていただきたい。 そして、そのためには避難訓練というのがどうしても必要になる。宮田委員から御指摘があったように、いろんな調整会議をきちっとしていくことが必要であり、文書だけではどうしても動かないというのはまさにそのとおり。今までも、毎年この学校では生徒たちを対象に訓練を行っているというような回答はもらっているが、そのときに、地域の人たち、消防士、警察の方とか、そういう方々も含めた、実質的な効果が得られる避難訓練というものを、特別支援学校を中心に行っていただければ、本当に緊急時に役に立つ訓練ができるのではと思う。このあたりのところを今後検討していただきたい。
福富委員	福祉避難所については、8年前の地震の際になかなか情報が入って来ず、うちの会の代表は、福祉避難所に行ってみたら誰も来なかったと言っていた。だいぶたってから、熊日の記事だったかと思うが、早めに皆さんに周知するとそこに避難者が集中するので言わなかったというようなことが書いてあったような気がする。 車椅子の方もだが、私は下に座れないので、例えばベッドがなかったら行くところがない。同じ状況の方が何人もそういう話をしている。熊本学園大学の避難所については、だいぶたってからそこはいいよという話を聞いたが、それでも車がない、運転ができなければそこが遠いと言けない。地域に一つずつはそういうところがないと、これからは高齢者も大変になる。今後はそういうところを増やすよう考えていただきたい。私はリウマチで身体障がい者だが、他にもパーキンソンで車椅子の方とかいろんな状況がある。もう少し福祉避難所を第一に考えていただきたいということを熊本地震以後思っていたため、今日はそれを言わせていただく。
古賀委員長	このことは昨年度も意見交換をさせていただいたと思う。今年の1月に能登地震が発生し、同じことは繰り返されているというか、行政の隙間というのがそこにはっきりと出てきたということもある。そういった意味では、これは担当課へのお願いだが、先ほど多門委員からぜひ共有してほしいという御要望があった。限られた時間、限られた業務でありなかなか時間を作れないかもしれないが、8年前の熊本地震のときに、何が起きてどんなことが課題だったのかという共通認識、そしてそれが今どういうふうな手当として残されているのか。そういったもの

	を作成していただき、私たち審議会のメンバーとしてもそういうペーパーとしてまずは共有させていただくということで、今御発言の皆様の御意思を受け止めさせていただきたい。それと、どうして難しいのかというところも併せて御指摘があった。ということで、引き続きとさせていただきたい。 ※別紙補足回答①参照
的場健康福祉政策課長	補足で回答させていただく。多門委員御指摘の指定福祉避難所自体は確かにはないが、福祉避難所自体は、8 団体と協定を締結して市内に192 施設あり、災害救助法の適用があった際に開けるということになっている。まずは一次避難所のほうに行っていただく形にはなるが、ここで保健師がトリアージをして、それぞれの福祉避難所に御案内するというようなことになっており、災害が起きたときにはそういった運用を速やかにできるよう努めていく。 それから個別避難計画等について、ケアマネ等の関係者やマップも含めてしっかり作られていないと機能しないという御指摘だったと思うが、こちらについても現在の個別避難計画上でマップ等々を載せており、誰が実際に協力するのかというところを書いている。今後、個別避難計画を一本化して作っていくにあたっては、要介護度が高い方、障がいの程度が高い方などについて、福祉専門職などをしっかりと巻き込んで作っていくというところで先日の地域防災会議の中でも御承認いただいている。政策局の防災部門とも連携しながら、先ほどからの御指摘を踏まえてしっかりと機能するような支援、個別避難計画の作成を行っていきたいと考えている。
古賀委員長	問題は、どうしてうまくそれが回らないのかというところだと思う。そのことについて、御意見等があればそれをペーパーの中に入れてもいいかと思う。これは後段の議論になるが、地域福祉計画・地域福祉活動計画もまた同じような課題を抱えている。
金澤委員	今議論があったこの避難に関しての支援について。私は地域包括支援センターの立場で今日参加しており、民生委員・児童委員の方々とともに包括支援センターのメンバーで支援をやっていくというところだが、今報告があった様々な調査の中で、実態に即している答えがそこに挙がってきているのかということがある。援護してほしいという方々が誰に援護してほしいか、あるいは誰に日頃から相談しているかというところで、その実態として相談する相手が実はいない。ただ、そこに空欄が出たらまずいので、そういった方々は包括支援センター、つまり、ささえりあというのをたくさん書いておられる。しかし、災害時のときにそこに書いてあるのがささえりあということで、ささえりあの職員が

	何人も出向いてくというのは非常に非現実的。今日皆さん方の御意見を伺うと、やはり日頃からのシミュレーション、小学校区単位でもよいので、一つ一つの空欄を埋めるだけではなくて実際埋まっている内容が本当に現実的なのかということも含めて、年に数回は顔を合わせることで、こういったことを話題に挙げるということ自体が非常に重要ではないかと思う。その中で、全てが解決できるわけではないが、少しでも課題として認識していくことが災害時にはいきてくると思っているのので、行政の立場でその調査結果をもう一度検証する必要がある。 それともう一つが、こういったデータはどこに行けばあるのかということ。災害時の役割を自負されている方々が、どこに行ったら自分たちも協力できるのだろうかということ、個人情報保護の問題で日頃お教えできませんということになる。守秘義務のある民生委員・児童委員の方々とか包括支援センターにはデータがあり、コピーしてお渡ししているというふうなことだが、このようなアナログの状況ではどうしてもその書物に行き着かないと分からない。広くコピーしてみんなに配布しているというのは非常に都合が悪い部分もあるかと思う。そういった意味で、メディカルネットワークという、このヘルスケアのネットワークには熊本市も力を入れているが、住民ひとりひとりの思いが見えるみんなの連絡帳のような形で、民生委員・児童委員そして包括支援センターが常にそういったネットワークを見ることができ、あるいはリストを出すことができるという、こういう仕組みをもっと深めていただきたい。
田辺委員	令和5年度事業報告の介護予防事業の推進について、高齢者ができる限り要介護状態にならずいつまでも健康で活動的な生活をできるようにとある。ここで私が申し上げたいのは、高齢になると転んで骨折してそのまま寝たきりというのはよくある話で、それだけ骨がもろくなるということ。それで、いつまでも元気で過ごすということを考えると、私からするとやはり骨の問題が大事ではないかということ。骨粗しょう症、これはやはり年齢を取れば取るほど心配が出てくる。そのときに、骨密度の検査をすることによって一定の予防ができるという話もある。健康調査のための健康診断とあるが、高齢者が自立して生活できるような部分から考えると、この問題は行政的にも予防事業として考えるべきではないかと思うが、現在の対応状況と今後の骨密度の検査を含めた対応についてお尋ねする。
西川高齢福祉課長	田辺委員がおっしゃったように、骨が大事というのは我々も課題として認識をしている。例えば、介護予防事業の推進の中でくまもとげんき

	クラブという活動があり、リハビリテーションの専門医学療法士を派遣して、運動方法の指導・効果測定等を行っている。骨密度の検査については現在実施していないが、今後検討していきたい。
田辺委員	今のところ骨密度検査をする予定はないということだが、健康な状態をずっと続けていくにあたっては骨の問題がある。例えば、私の知り合いの86歳の女性の方が、この間ちょっとしたことで転んであばらを何本か折られた。こういうのはよくある。本人が高齢者になってどういう状況であるのか、そういったことをまず知るのが非常に大事ではないかという気がする。あと、食事の問題なども本人自身で状況が分からなければなかなかそれに適したこともできないと思う。寝たきりになるとものすごくお金がかかる。女性の方は特に骨の問題で寝たきりになることが多いと聞く。介護予防を含めて考えたときに、今後の問題として、お金の問題があるとは思いますがそういったことを含めて早急に検討結果を出すべき問題と考えるがいかがか。
西川高齢福祉課長	委員がおっしゃったように、今後の骨密度の検査については前向きに検討させていただければと思う。 ※別紙補足回答②参照
古賀委員長	田辺委員の御意見については事務局で検討し、今日のところは回答できないというところかと思う。今御発言があったとおり、これについては男女差が非常に大きいため、中には男女共同参画計画の中に盛り込んでいるというケースもあり、かなり重要な問題と考えている。

○議事(3)各種報告(資料4～9)

- ・第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画の令和5年度進捗状況報告及び第5次地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について
- ・熊本市成年後見制度利用促進計画 令和5年度進捗状況報告
- ・第9期くまもとはつらつプランについて(策定後報告)
- ・熊本市障がい者生活プランについて(策定後報告)
- ・第2期熊本市自殺総合対策計画について(策定後報告)
- ・熊本市こども計画の策定について

○議事(3)その他全体についての質疑・応答

古賀委員長	今の報告について、又は全体を通してでも結構だが、御質問等はないか。できれば今年度策定を進めている熊本市こども計画及び第5次地域福祉計画・地域福祉活動計画についての御意見があれば。
-------	---

宮田委員	地域福祉計画について、第 5 次計画の課題 1、課題2、課題3のところが第 4 次計画の基本方針Ⅰ、Ⅱ、Ⅲに対応しているかと思う。まず人材について、地域力強化のための人材の確保・育成から、地域福祉活動を推進する人材の確保に変わっている。それから、支え合いの地域づくりをさらに深められたと思うが、地域のつながりの再生・再構築と捉えられている。そして、多様な主体の連携・協働の推進というのが、ネットワークの構築について深められたと思うが、包括的な支援体制の整備というふうに文言が変わっている。まずこれを読んで非常に頑張ってもらいたいと思うが、私たちが熊本市民として、あるいは各団体や関係する人間として、この計画にどう関わっていくかと考えたときに、エリアが分からない。校区単位なのか、区単位なのか、制度のイメージがつかない。いろいろな施策に関わろうとしたときに、自分が何をすればいいかというのはそこに住んでいる地域との関連で我々は想定する。そうすると、自分が本当に担当主体になれるのかと考える。全体から見れば、ここに書いてあるように「つながり」であるから共同制度、体制でもいいが、担当主体が誰かということが見えてこず、主体形成がしにくくなる。熊本市からも誰にお願いしていいのか分からない。それから、ボランティア性が高い人たちも自分たちがどこに行き、どこに自分の力を使ってくださいと言えればいいのか分からない。エリアをどういうふうに想定されているのか、あるいはまだそこまでに進めてないということであれば、これからどのような形でエリアを広げていくのか、または狭めていくのか。小学校区単位というのがイメージしやすいが、そういったものを少し検討していただきたい。 そして、エリアが決まると、主体が形成されたときにその人たちが集う場所、話し合いをする場所が必要。居場所と言っていいと思うが、我々がネットワーク形成をする場合は、拠点機能と呼んでいる。私はネットワーク形成の手伝いをずっとして、コンソーシアムを作ってきた経験が数か所あるが、そのネットワークの形成の仕方自体も段階的であるし、エリアの広がりや定まりみたいなものがある。そういったものをどうやって想定しながら熊本市としてこの施策を落とし込んでいくのかということについて、もっと詳しいプロセスをきちっと明確にして計画に落とし込んでいく必要がある。今申し上げたエリアと主体形成と拠点。この3つについて、次この計画をどう進めていくのか、もしお考えがあればお聞かせいただきたい。
古賀委員長	その回答については、一旦他の意見を伺った後でまとめてということで。ほかにいかがか。

松村委員	資料 9 のこども計画について、11 ページに計画を策定するに当たっていろいろな調査を行ったということだが、こども計画である以上、こどもの気持ちをどこまで反映させるかというのはとても大事なことがあると思う。もちろん、年齢の若いこどもたちがどれほど客観的な意見が出せるかというのはあるにせよ、やはりそこをうまくヒアリングしていくということはとても大事な視点である。私たち抜きに私たちのことを決めるな、というのはこどもにもあること。小学 5 年生の実態調査なども入ってはいるが、これを見る限り、もっといろんな工夫をして、幼稚園児は難しいかもしれないが、小学生や中学生などにも、本人たちの言葉を反映させる工夫というのはまだできるのではないかな。個人的には、どれほどこどもの声を酌み取る工夫ができるのかを検討いただければ。
古賀委員長	地域福祉計画で言えば、全 4 回の策定委員会を開催していく中で、まだ 1 回しか終わっていない。そういった意味では、本日提示された資料は事務局の大きな考え方、こういうふうな形で進めてそれを各策定委員会でしっかり議論するという、その段階のものである。今お 2 人からあったこども計画と地域福祉計画に関する御質問は、こんなことにも気をつけて進めていただきたいという御要望として受け止めていいかもしれない。そのあたりを踏まえて、2 つの計画の担当者から答えられる範囲でいいので回答をお願いする。
的場健康福祉政策課長	宮田委員の御質問についてお答えする。エリア設定の考え方ということで、第 4 次計画の中にもいろいろな地域の捉え方というのがある。隣近所で見守りを行うようなエリア、少し広がって町内自治会、全ての小学校区、地域包括ケアシステムにおける日常生活圏、区単位、全市など、そういったいろいろなエリアの中でどういう展開をしていくのかによって主体やネットワーク形成のやり方も変わってくる。現在、計画の骨子を作成中だが、エリア設定についてもしっかり念頭に置きながら、例えば、こういう取組はこういうエリアで展開していくといったような分類もできればと考えながら進めている。また改めて地域福祉専門分科会の中で御提案させていただき、御議論いただければと考えている。
那須こども政策課長	松村委員から御意見をいただいた、こども当事者の意見を反映していく重要性ということについてお答えする。おっしゃるとおり、当事者の意見を伺っていくことは大変重要であると考えている。方法のひとつとしてこういった事前アンケートがあり、また、直接御意見を伺っていくことも重要。そういった中で、直接御意見を伺っていく方法として

	は、市長と市民の方との直接対話の機会として、市長とドンドン語ろうというものがあり、これまでに保護者の方と 3 回、高校生・大学生と 1 回、直接御意見を伺う機会を設けさせていただいた。今後、小学生、中学生、祖父母の世代に当たる方の御意見も伺っていきたいと考えており、そういった直接いただいた御意見というものもこども計画に反映させてまいりたい。
伊藤委員	この第 4 次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画、それを踏まえて今回の第 5 次ということで、いろいろ工夫されていると思った。第 5 次計画において取り組むべき課題の整理というのがなされていて、今後議論されていく中で、今日のところは表現がある意味抽象的だが、やはりこどもの福祉という言葉も見えだし、民生委員・児童委員といったところもあるため、やはり主語として、主体としてこども、若者、保護者、家族、家庭といったような、そうした人たちが主体となっていくような事業、取組が展開されることが必要ではないかと考えている。そういう意味で、包括的な支援体制の整備、孤独孤立問題が顕在化しているということで、様々な孤独孤立があるが、その中に、子育ての孤立ということもあるので、そうした事柄も含めて、こども計画とリンクしながらよりよい計画をつくっていただければ。
山野委員	令和 6 年度の主要事業計画の中で、2 ページにある心のバリアフリーの推進については、私自身もかなり重要だと思いながら聞いていた。いわゆる社会モデルをどう認識してもらうかということは長年議論されており、これは熊本市に限らない話だと思うが、なかなかやはり難しい側面があるのだろうということは十分理解しているつもり。それでもやはり、この心のバリアフリーというものをどういう形で、社会モデルの認識も含めて推進していくかというのは非常に重要。そこで、こういったバリアフルレストランを今年度やるということは非常に重要だが、要は引き続きその社会モデルの認識を浸透させるために、どういう形で地域福祉計画というものを長期的に見ていくかというところについてお考えがあれば。
小篠委員	先ほどの松村委員の意見にも関連するが、こどもの意見を聞くという意味で言えば、既にあるかどうかは分からないが、こども計画を作る際、概要版で良いのでこどもでも読めるような計画があると、その次の計画はまたこどもの意見を聞きやすくなるかと思う。大学病院でも小学校低学年用、高学年用、中学生用というように段階を踏んで理解に応じた文書を用意しているので、そのあたりをぜひ検討していただければ。

古賀委員長	先ほど山野委員から御意見をいただいた心のバリアフリーについて、どのように地域福祉計画・地域福祉活動計画の中に盛り込むか、そのあたりの方向性等があれば担当者から説明をお願いしたい。
的場健康福祉政策課長	まず、地域福祉計画とこども計画との連携についての御意見をいただいた。現在、それぞれの人が抱える課題というのが非常に複雑化してきている。その中には当然、こどもの孤立やヤングケアラーの問題といったものも含まれているため、地域福祉計画の中でもこども計画としっかり連携しながら、横ぐしを刺していく計画でもあることから、主体が見えるような、そういった記載の工夫をしてまいりたい。 続いて心のバリアフリーについてだが、地域福祉計画の中では、最終的に担い手を確保していく必要があるが、まずはご自身の地域に対する考えや、関わり方といったものをしっかり深めていただく必要がある。その中のひとつとして、そういった社会モデル的なバリアフリーの意識も高めていけたらというところで、こういったものを位置づけていきたい。今年度はバリアフルレストランという具体的な事業に取り組むが、学校教育の場における意識の醸成、関係者と一体になった障がい者等に対する理解促進などを計画の中で位置づけながら、今年度以降もそういった取組を継続できるようにしたい。
山野委員	今の説明のとおり、こういった社会モデルの認知であるとか心のバリアフリーというものは、教育的な要素がものすごく強いのだろうと思う。そういう意味では、私は大学で教員をしているが、学校教育現場と行政との連携というのも当然必要だろう。それから、熊本市は確かふれあい市民講座みたいなことをされていると思うが、そういったものを通じて、市民に対して、社会モデルあるいは心のバリアフリーといった福祉に対する理解を深めるような取組というものを、もっと深めていただけるような形がいいと思っている。バリアフルレストランという取組は初めて伺ったので、どこまで市民の方々に支持されるか分かりかねるが、もっとそういったものをみんなに分かっていただけるような仕組みを作ることができればと思う。
古賀委員長	予定された時間が来たので、このあたりで意見交換を終了する。 最後に私からまとめとして。今、世界的な課題としてSDGsがある。SDGsを一言で言うと、だれひとり取り残さない社会を作ろうということだが、今日の審議会の意見交換の中で改めて明らかになったのは、だれひとり取り残さない社会ではなく、たくさんの人たちが取り残されているのが現状という御指摘であったかと思う。これは障がい者生活プランだけではなく、これからの地域福祉計画あるいはこども計

	画の中でも出てくる。特に、こども計画について、こどもにも分かる形でという御意見があったが、児童福祉の中ではアドボカシーという言葉がもう5、6年前から施設でも十分に浸透しており、施設の説明書にもこどもが分かる表現できちんと書いてあったり、漫画で書いてあったりする。 そして、教育との連携というのはずっとこれまでの宿題だった。福祉と教育との連携、なかなか難しいと思っていたところ、昨年6月に新しい国の第4期教育振興基本計画が閣議決定された。そこで大きなキーワードとして出てきたのが、ウェルビーイングという言葉。ウェルビーイングというのは、私たち社会福祉とか保健・医療とかに関わっている人間にとっては当たり前のことだったが、それがようやく国で承認された。国が承認したら学校に入っていくのは早い。そういった意味では、これから学校教育と福祉との連携充実、そういったものが大きく広がっていく、そういう一年であってほしい。 本日は長時間にわたり、たくさんの御議論をいただいた。私の口から言うのも変だが、行政にとって耳の痛いこともいくつかあったが、今こできちんとした枠組みを作っていく必要があるという御指摘であったかと思う。
--	---

【議事終了】